

## 福島第一原発事故に係る避難区域の全動物の完全救出と、 長期的保護体制の確立を求める要請書

内閣総理大臣 野田佳彦 殿  
環境大臣 細野豪志 殿

東京電力福島第一原子力発電所の事故、すなわち、犬5,800匹、猫それと同じかその数倍、乳用牛870頭、肉用牛2,500頭、豚3万頭、鶏63万羽という夥しい数の動物達が人間の避難に際して置き去りにされた時から、そろそろ1年半を迎えようとしています。

この間、多数の人々がその救出に努力し、政府・福島県等に対しても早急な救出を嘆願して参りました。しかし政府や公的機関による救出は遅々として進まず、夥しい数の命が失われて現在に至っています。

命あるもの（動物の愛護及び管理に関する法律第二条）を尊ぶ私達は、一刻も早い全動物の救出と、救出された動物達に対する長期的な保護体制の確立を求め、以下の各項目を要請致します。

1. 政府の責任をもって二度目の冬を迎える前に全動物の完全救出を目指す事  
これ以上の長期間、命を取り残したまま放置する事は、何の落ち度もない飼い主の大切な家族や財産を、行政が不当に殺処分する事に等しい。夏の厳しい暑さで動物達の衰弱が予想される事からも、早急に完全救出を目指す事を政府・環境省の責任と位置づけ、全力で取り組んで頂きたい。
2. 犬猫の保護活動の実施について
  - ア) 従来のような単発的、短期間の保護活動ではなく、動物を馴らす期間なども考慮した、最低1ヶ月以上の長期的保護活動プログラムを策定し実施する事。
  - イ) 行政が保護活動に割ける人員や、活動中の被曝なども考慮すると、極めて多数の人員が必要になる。したがって、昨年「黄色いリボン」による民間団体の活動許可をさらに広げた、民間の動物救護ボランティアの参加を広く求めていく事。
  - ウ) 人馴れして容易に捕獲出来る動物や、人間の飼養下にある事が明白な動物だけでなく、首輪などが無い動物、人間を恐れたり威嚇したりする動物、人が去った後に生まれた動物など、全ての動物を等しく保護対象としていく事。言い換えれば、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項に定められる「愛護動物」の全てを分け隔てなく救護していく事。
3. 長期的保護体制の確立について
  - ア) 保護された動物が飼い主の元に戻れるようになるまで、あるいは新たな飼い主に譲渡されていくまでには相当の時間がかかる事が予定される。したがって、短期の保護体制ではなく、全ての救護をしつづけた後も動物のために活用していきける、恒久的な保護施設（シェルター）と保護体制を確立する事。
  - イ) 区域内にはいまだ数千頭規模の犬猫が取り残されている可能性があり、さらに多数のシェルターの建設が必要である。そのための資金について、広

範な人々が拠出し、いまだ多額の残額がある「どうぶつ救援本部」の寄付金の活用を図るべき事。

- ウ) シェルターには行政職員たる獣医師のほか、犬猫の治療経験豊富な臨床獣医師、犬猫の習性や健康管理に習熟した飼育担当者を配置する事。このためにも、民間の動物救護ボランティアの力を積極的に活用していく事。
- エ) 前項のスタッフを活用して保護された犬猫の馴致も図り、飼い主が飼養放棄した犬猫や、飼い主不明の犬猫などの積極的な譲渡活動を実施していく事。譲渡にあたって行うべき引き取り手に対する教育や、トライアル（正式譲渡に先立って行われる短期間の試験的飼養）に必要な人材にも、民間の動物救護ボランティアの力を積極的に活用していく事。
- オ) 民間が設置しているシェルターにも公的な補助を行っていく事。民間に保護された動物にも、行政に保護された動物にも分け隔てなく手厚い保護が与えられる事を国が保証する事。

私達は、何よりも尊い命を尊ぶ見地から、これらの速やかな実施を極めて強く要求いたします。

以上

-----年-----月-----日

■要請者

住所	氏名	印

- \*提出年月日を忘れずにご記入下さい。
- \*記入には、ボールペンなど、消えない筆記具を用いて下さい。
- \*押印は、氏名が自筆でない場合をお願いします。
- \*五人連記出来るようになっていますが、お一人のみでもご提出頂けます。
- \*本要請書は、各自で下記要請先まで送付して下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室